

別表第1（第4条・第6条関係） 特別保育事業等推進加算

項目	補助事業	算定方法
1 零歳児保育	定期利用保育事業において零歳児保育を行うこと。	4,770円×毎月初日の対象児在籍数
2 病児・病後児保育事業	認証保育所において病児・病後児保育事業（東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日福保子保第375号）第4の1又は2に定める事業として区が助成する事業（体調不良児対応型であるものを除く。）をいう。）を行うこと。	6,800円×延べ利用児童数
3 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）	認証保育所において一時預かり事業・定期利用保育事業（東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日福保子保第507号）に定める事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育実施要綱（平成7年10月23日福子推第276号）に定める事業として区が助成する事業をいう。次項において同じ。）を行うこと。	1,460円×延べ利用児童数
4 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）	認証保育所において一時預かり事業を行うこと又は定期利用保育事業を行うこと。	2,920円×延べ利用児童数
5 アレルギー児への対応	認証保育所又は定期利用保育においてアレルギー児への対応として、医師の指示に基づき、除去食又は代替食を提供すること。	22,000円×毎月初日の対象児童数
6 育児困難家庭への支援	定期利用保育事業において育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して当該家庭を支援すること。	30,000円×毎月初日の対象児童数
7 外国人児童受入れ	認証保育所又は定期利用保育事業において父又は母が外国人である児童を受け入れ、当該児童の家庭の言語、習慣、食事等に特別な対応を行うこと。	9,000円×毎月初日の対象児童数

備考

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 零歳児 保育を行う年度の初日の前日（前年度に引き続き保育を行う児童にあつては、補助事業を実施する年度の初日の前日）において1歳に達していない児童（年度の途中に1歳に達する児童を含む。）をいう。
- (2) アレルギー児 食物が原因で起こるアレルギー症状を有すると医師に診断された児童をいう。
- (3) 育児困難家庭 児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所又は福祉事務所が関与している家庭であつて、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。
- (4) 外国人児童 両親、父又は母が外国人である児童であつて、児童本人、両親、父又は母の言語・習慣・食事等に特別な対応を要する児童をいう。